

富沢太志議員の政務活動費108万違法支出金返還に関する当会の意見について

川口市民オンブズマン

■ 当会のコメント公表について

平素より、市民オンブズマン活動へのご理解、ご協力を賜り心より御礼申し上げます。さて、標記の件、以下のとおり当会のコメントを公表します。

さきに当会会員は富沢議員が2013年度政務調査費より支出した資料作成費108万円が違法不当であると住民監査請求によって指摘した。

監査委員はこれを認め市長に、市長は富沢太志議員に対して、金額相当額1,080,000円を平成28年7月19日までに返還を命ずるなどの措置を講じるよう勧告した。これに対し富沢議員は7月7日に1,080,000円を自主返還した。しかしこの返還の経緯は以下のとおりであり、富沢議員は政務活動費の支出についてどのように理解しているか不可解な部分があるので以下にその事実関係を指摘する。

「住民監査請求に係る結果について(通知)川監収第15号、11頁 ウ 監査委員の判断、(イ)

※ 上記監査委員の判断には以下の記載があるので転記する。

(イ)富沢太志議員の資料作成費に係る500,000円(4-4)、300,000円(10-3)、280,000円(1-4)について、契約書から業務の趣旨が不明であり、また「公認会計士の土屋晴行氏が公益法人の監査制度の在り方を記した力作」(4-4)、「地方税の全体像、在るべき姿を探った一大提言文」(10-3)、「社会福祉法人のあり方を探る一大論文」(1-4)と政務活動報告書(固表)に記載されているが、富沢太志議員は、これまで議会活動や市民への市政報告等に、業務委託による成果物が活用された形跡が見られない。また、提出された成果物は専門書籍等でも充分把握できる内容であり、敢えて高額な業務委託契約を締結し公金を使う理由が不明であることから、富沢太志議員に対する調査を実施した。

a 富沢太志議員に対する調査

①業務委託の内容について、②添付されている資料が資料作成費の成果物になるのかについて、③成果物を市の政策にどの様に反映(活用)させたのかについて、平成28年5月19日付けで文書をもって回答を求めた。しかしながら、富沢太志議員からは、成果物をどの様に市政に反映し活用したのか具体的かつ詳細な説明は無く、「作成された論文を熟読し、自身の政策展開の一助となすこと、また、受託者は千葉県松戸市に在住し川口市と人口規模が類似している点、自身以外には議員向け政策論文の執筆を請け負わない点等を挙げ、必ず自身の政策展開に活かします。」との回答が平成28年5月26日に文書で提出された。

b 本件資料作成費に係る検討結果

富沢太志議員の資料作成費に係る 500,000 円 (4-4) 、 300,000 円(10-3)、 280,000 円(1-4)については、同じ公認会計士と同一年度に 3 口の業務委託契約を結んでいるが、その成果物をどのように市政に反映し活用したのか、富沢太志議員からは上記 a のとおり具体的かつ詳細な説明はなく、専門的な話は成果物である論文執筆者に照会して欲しい旨の申し出があった。

政務活動費の適正な支出は、実際に支出した議員自らが説明責任を果たすこと、また、提出された成果物は、本市市政に関連した記述がないことに加え、その内容は、市販の専門書等で十分収集できるものであり、会計、税法等の会計専門職向けの研修資料であると強く推認されることから、いずれのテーマも市政に係る調査研究のための業務委託と認めることは困難であり、議員本人の自己研鑽のみに用いるとしか考えにくく、かつ、支出金額も高額であり経済合理性も認められないことから、全額使途基準に合致しない目的外支出と判断した。(転記を終る)

.....

此の違法支出について富沢議員は埼玉新聞及び毎日新聞の取材に対し以下の発言をしている。

埼玉新聞の取材に対して「公認会計士が私のためだけに書いてくれた論文だ。監査委員の判断は納得いかないが、決まったことなので従った。ただ、金を返したのは公認会計士であり、私が仲介したということだ」と述べている。(埼玉新聞の記事による。下線は当会が追記した)

毎日新聞の取材に対して「(議員活動に役立てるための)論文の執筆を依頼した公認会計士に政務活動費を払った」と説明していたが、今回全額を返還したことについて「論文執筆に関する支出規定がなく、返還請求は納得がいらないが、支出先から返還の申し出があったので市へ返還した」と話した。(毎日新聞の記事による。下線は当会が追記した)

本件支出は富沢議員の政務活動費から富沢議員の責任において公認会計士に支出され、領収書の宛先は 富沢太志 様 とある。しかし責任を転嫁するためか「金を返したのは公認会計士であり、私が仲介したということだ」「支出先から返還の申し出があったので市へ返還した」などの発言は監査委員の指摘や政務活動費に係る例規及び社会常識を無視した発言である。議員としての資質を問われてもやむを得ない思考に基づくものであり納得できるものではない。

富沢議員は過去に本件以外にも以下の違法、不当な支出があった。議員は「年賀状の購入及び印刷等の儀礼に要する経費」を政務活動費から支出できないと定められているが、富沢議員は平成 23 年 12 月 12 日実施(個表 12-1) 広報費として「政策開示に要した郵便料金 金額 21,500 円、内訳:切手 50 円×430 枚」を支出していた。領収証書には「富沢太志様、24 年度年賀(ジェットインク紙) 50 円 430 枚 21,500 円」とある。同時に同年 12 月 16 日実施(個表 12-2) 広報費として「政策開示に要した郵便料金 金額 20,000 円、内訳:切手 50 円×400 枚」を支出し「領収証書には富沢太志様、24 年度年賀(ジェットインク紙) 50 円 400 枚 20,000 円」とあることが当会の調査により判明した。この件は当会の住民監査請求書資料に基づき、TBS のキャスタ

一が富沢議員に資料を示し質問したところ「これは間違いです・・・」と認めた状況が録画され、TBS・Nスタ政務活動費特集『地方議員“税金のムダ使い”を追及』として2014年8月21日にTV放送され多くの反響を呼んだ。このドキュメントには他の川口市議が政務活動費から「保有するマンションの広告費を、地元紙に購読料として支払った4万円の中に広告費3万円を加算して支出した例、事務所費として政務活動費から事務所費を支出しているが、必要な事務所としての外形上の形態（氏名表示等）を有する事の定めを反し表示のない例、議員「市民相談所」の看板が家などの無い駐車場に設置されている例、などが特集番組の中で放送された。

また富沢議員には今回自主返還された同様事例があったが監査委員はこれを適法として認めた事例がある。実施日23年3月31日（個表3-3）、資料作成費、内容「大学非常勤講師、公認会計士、不動産鑑定士、中小企業診断士、土屋晴行氏の鋳物のまち かわぐち に寄せる力作」

個表「調査の具体的内容」に「大学非常勤講師、公認会計士、不動産鑑定士、中小企業診断士、土屋晴行氏の鋳物のまち かわぐち に寄せる力作」と賛美し、資料作成費として500,000円を支出している。個表の「調査の具体的内容、支出の内容」に具体的な記入が無く、支出目的も示されていない。購入した「地方公営企業における予算・決算処理実務」の内容は地方公営企業における一般基礎概念を主とした記述であり川口市に対する指摘が不明確なままとなっている。連続頁番号（12頁から16頁に不連続）や記載内容の不連続（39頁以後の頁番号なし）。添付の資料表紙には「地方公営企業における予算・決算処理実務」とある。これは支出の意図と結果が不明確であり、違法、不当な支出である。他の会派が実施した「平成24年度川口市一般会計予算書の分析調査」のような真摯な取り組みが必要であり、本件のような事例に公金を支出することは不可であるにも拘らず、この内容でありながら監査委員はこの支出を認めた事実がある。

さらに実施日24年3月15日、個表3-4、資料購入費、「調査の具体的内容、支出の内容」に具体的な記入はなく以下の記載のみである。内容：江戸の昔、本陣船戸家から分家した里船津家古文書収集の大家・当代船津愉一郎氏から秘蔵本を譲り受けた。とし領収証には120,000円とあるが120,000万円×1/2=60,000円を支出し備考欄に「古物商登録なし、半額請求 政治関係の文献」と記載されている。購入内容は「船津家古文書セット、歴代閣僚と国会議員名鑑、遺稿随想録、古風庵回顧録、奎堂夜話、身辺雑話、など16冊の趣味に基づく古文書である。市政に対する専門的な知識を得るための図書とまではいえない一般図書であり政務調査費からの支出は不可であるが監査委員は支出を認めた事実がある。

結論

議員による支出の多くは法に基づいた支出をしているが、上記に示したような違法、不当な公金の支出は議員の自覚と能力に問題がある。違法、不当な支出を防止するためには、監査委員は議員寄りと見られる法の拡大解釈をしないこと、同時に会派、議員、議会事務局などによる政務活動費の取り扱いについて制度上の点検を行ない、違法、不当な公金の支出を防止するべきである。このことは当会が以前より指摘していることであり、早急な対応を実施願います。 以上